

平成 30 年度

水道用粉末活性炭仕様書

仙台市水道局

1. 品名

水道用粉末活性炭

(公社) 日本水道協会の品質認証センターによる認証登録品

2. 品質及び評価方法

本仕様書に定める水道用粉末活性炭は、JWWA K 113:2005-2 (水道用粉末活性炭) に定める品質と同等以上のこと。

(1) 品質

①品質-1

浄水または浄水処理過程において、設定最大注入率で使用したときの浄水中の濃度が、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年 厚生省令第15号 最終改正平成26年2月)の別表第一に掲げている基準に適合すること。

設定最大注入率は 100 mg/L とする。(水分50%の粉末活性炭に換算した値)

②品質-2

項 目	品 質
フェノール価	25 以下
ABS価	50 以下
メチレンブルー脱色力	150 ml/g 以上
ヨウ素吸着性能	900 mg /g 以上
pH値 (1%懸濁液の浸出液)	4 ~ 11
塩化物イオン	0.5 % 以下
電気伝導率 (1%懸濁液の浸出液)	900 μ S /cm 以下
乾燥減量	5 % 以下
ふるい残分 (ふるい目開き75 μ m)	10 % 以下

(2) 評価方法

JWWA K 113:2005-2 (水道用粉末活性炭) 及び「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン (平成16年3月 厚生労働省健康局水道課 最終改正平成29年3月)」に基づくこと。

3. 品質試験

落札候補者は、本局の指定する日までに認証登録証の写しを提出すること。

また、本局の指定する日までに納入する製品のサンプルを提出し、確認を受けること。

なお、本局においては、納入期間中に適時納入製品を抽出し、品質の確認を行うことがある。

4. 契約方法及び契約期間

契約方法は1kg 当たりの単価契約とする。

契約期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとするが、当該期間中に上追沢沈砂池において品質の異なる別の粉末活性炭の注入試験を行うため、本契約による製品の納入を停止する期間が生じる。注入試験に使用する粉末活性炭は、別途契約による業者が納入し、予定数量は40,000kgとする。試験の実施に係る納入停止時期については本局の指示に従うこと。

5. 納入

(1) 納入に際しては、事前に納入月日、納入数量を本局が連絡する。

(2) 納入場所までローリー車及びフレコンバッグで納入すること。

(3) 納入場所の受入口については、テンポラリーストレーナ100Aとする。

(4) 納入時には製品の試験成績書(上記「品質-2」)を提出すること。

(5) 納入品は、上記「3. 品質試験」の認証登録証により製品の品質の認証を受けた工場で製造されたものを納入すること。

(6) 搬入作業前及び終了後には、必ず本局の立会いのうえ確認を受けること。

- (7) 工場から本局が指定する納入場所までの搬入費用は全て納入業者の負担とする。
- (8) 納入品の計量は、(一社)宮城県計量協会、または計量法に基づく計量器により行い、計量証明書等を提出するものとし、その費用は全て納入業者の負担とする。

6. 納入場所

(1) 大型タンクローリー

①上追沢沈砂池 柴田郡川崎町大字支倉字上赤沢山 2-2

(2) 小型タンクローリー

①国見浄水場 仙台市青葉区国見六丁目 51-1 電話 234-4236

②中原浄水場 仙台市青葉区芋沢字中原 24 電話 394-2507

③福岡取水場 仙台市泉区福岡字北泉 30 電話 379-3633

(3) フレコンバッグ

①国見浄水場 仙台市青葉区国見六丁目 51-1

②中原浄水場 仙台市青葉区芋沢字中原 24

③福岡取水場 仙台市泉区福岡字北泉 30

7. 納入予定数量

納入場所	納入形態	最低納入数量 kg (1回当たり)	年間予定数量 kg
上追沢沈砂池	大型タンクローリー	5,000	185,000
国見浄水場	小型タンクローリー	1,000	5,000
	フレコンバッグ	300	3,000
中原浄水場	小型タンクローリー	1,000	5,000
	フレコンバッグ	300	600
福岡取水場	小型タンクローリー	1,000	3,000
	フレコンバッグ	300	1,800

納入予定数量は、水質状況等により変更する場合があります、上記の数量未満でも超過しても同一単価で納入するものとする。

8. 支払い

支払いは、納入された数量を毎月末に集計し、契約単価により翌月以降精算するものとし、期限に関しては、水道局が請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9. その他

契約後、連絡体制表を提出すること。また、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始の体制については、別途提出すること。

本仕様書に定めていない事項については、契約書と本局の指示による。

以 上